

中央管理方式の空気調和設備等に係る 基準等の見直しについて

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

【はじめに】

建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第34号)が令和5年2月10日に、換気設備の構造方法を定める件等の一部を改正する告示(令和5年国土交通省告示第207号)が3月20日にそれぞれ公布され、4月1日より施行されました。

本誌では、このうち定期報告に関連する改正部分を抜粋してお知らせいたします。

【改正の概要】

1. 中央管理方式の空気調和設備等に係る基準の見直し(令第20条の2第一号二、令第129条の2の5第3項関係)

(1) 一酸化炭素の含有率及び温度の見直し

一酸化炭素への長期曝露による感覚運動能力の変化や認知能力への影響等との関連、冬季における室内温度と高齢者の血圧上昇との関連等の健康被害が報告されてきたことを踏まえ、WHO(世界保健機構)において、関係するガイドラインの見直しが行われるなど、健康被害防止に関する国際的な要請が高まっていることから、中央管理方式の空気調和設備等に係る基準のうち、一酸化炭素の含有率(令第129条の2の5第3項の表(二)項)については「100万分の10以下」から「100万分の6以下」に、温度(令第129条の2の5第3項の表(四)項)については「17度以上28度以下」から「18度以上28度以下」に見直されました。

建築設備の定期検査では、平成20年国土交通省告示第285号別表第1(イ)欄の項目のうち、次表に掲げる項目の判定基準の内容が変わります(判定基準の文言は、上記の政令の条、項番号を引用する形になっているため、改正はされませんが基準の内容は変わるので注意してください)。

換気設備 別表第一

一. 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

	(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
(十六)	中央管理方式の空気調和設備	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(四)項の規定に適合しないこと。
(十九)		各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(二)項の規定に適合しないこと。

(2) 条文の表現の適正化

本改正と併せて、環境衛生上支障ない状態で、かつ、有効に室内に供給される新鮮空気量を「有効換気

量]、法に基づく換気量算出式による必要換気量を「必要有効換気量」と定義するなど、条文の表現の適正化が行われています。基準の見直しではないため、一酸化炭素の含有率及び温度の基準の見直し以外については、従前のおりの運用となります。

2. 定期調査報告等の対象の見直し(令第13条の3第2項、第14の2第二号、第16条第2項関係)

大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書(令和4年6月)を踏まえ定期調査報告制度を活用した建築物の安全性確保を図るため、特定行政庁が定期報告の対象として指定することができる事務所その他これらに類する用途に供する建築物の範囲が、「階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるもの」から「階数が3以上で延べ面積が200㎡を超えるもの」に拡大されました。

令和5年3月24日付け技術的助言「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について(国住指発第536号、国住街第244号)」では、“特定行政庁におかれては、地域の状況等を踏まえ、小規模民間事務所等(令第14条の2第二号に規定する建築物のうち階数が4以下又は延べ面積が1,000㎡以下の建築物(国家機関の建築物を除く。)をいう。以下同じ。)を定期調査報告の対象とすることを検討されたい。”としています。

検査員の皆様におかれましては、小規模民間事務所等について、今後の各特定行政庁の指定の動きについて情報収集に努めてください。

○ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(抜粋)

※脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年4月1日施行)による改正後のもの (傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が3以上で延べ面積が200平方メートルを超えるもの(換気設備の技術的基準)</p> <p>第20条の2 法第28条第2項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第3項(法第87条第3項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。)の政令で定める法第28条第3項に規定する特殊建築物(第一号において「特殊建築物」という。)の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 換気設備の構造は、次のイからニまで(特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、ロからニまで)のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 自然換気設備にあつては、第129条の2の5第1項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 排気筒の有効断面積(平方メートルで表した面積とする。)が、次の式によつて計算した必要有効断面積以上であること。</p> $A_v = \frac{A_f}{250\sqrt{h}}$ <p>この式において、A_v、A_f及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A_v 必要有効断面積(単位 平方メートル)</p>	<p>第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの(換気設備の技術的基準)</p> <p>第20条の2 法第28条第2項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第3項(法第87条第3項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の政令で定める特殊建築物(第一号において「特殊建築物」という。)の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 換気設備の構造は、次のイからニまで(特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、ロからニまで)のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 自然換気設備にあつては、第129条の2の5第1項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 排気筒の有効断面積は、次の式によつて計算した数値以上とすること。</p> $A_v = \frac{A_f}{250\sqrt{h}}$ <p>この式において、A_v、A_f及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A_v 排気筒の有効断面積(単位 平方</p>

新	旧
<p>Af 居室の床面積(当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)(単位 平方メートル)</p> <p>h 給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ(単位 メートル)</p> <p>(2) 給気口及び排気口の有効開口面積(平方メートルで表した面積とする。)が、(1)の式によつて計算した必要有効断面積以上であること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p> <p>ロ 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。以下同じ。)を除く)にあつては、第129条の2の5第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 有効換気量(立方メートル毎時で表した量とする。(2)において同じ。)が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。</p> $V = \frac{20Af}{N}$ <p>この式において、V、Af及びNは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 必要有効換気量(単位 1時間につき立方メートル)</p> <p>Af 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)(単位 平方メートル)</p> <p>N 実況に応じた一人当たりの占有面積(特殊建築物の居室にあつては、3を超えるときは3と、その他の居室にあつては、10を超えるときは10とする。)(単位 平方メートル)</p> <p>(2) 1の機械換気設備が2以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該2以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p> <p>ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第129条の2の5第3項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。</p> <p>ニ イからハまでに掲げる構造とした換気設備以外の</p>	<p>メートル)</p> <p>Af 居室の床面積(当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)(単位 平方メートル)</p> <p>h 給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ(単位 メートル)</p> <p>(2) 給気口及び排気口の有効開口面積は、(1)に規定する排気筒の有効断面積以上とすること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。</p> <p>ロ 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備をいう。)を除く。以下同じ。)にあつては、第129条の2の5第2項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効換気量は、次の式によつて計算した数値以上とすること。</p> $V = \frac{20Af}{N}$ <p>この式において、V、Af及びNは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 有効換気量(単位 1時間につき立方メートル)</p> <p>Af 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)(単位 平方メートル)</p> <p>N 実況に応じた一人当たりの占有面積(特殊建築物の居室にあつては、3を超えるときは3と、その他の居室にあつては、10を超えるときは10とする。)(単位 平方メートル)</p> <p>(2) 1の機械換気設備が2以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量は、当該2以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。</p> <p>ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第129条の2の5第3項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とした換気設備以外の</p>

新	旧
<p><u>換気設備</u>にあつては、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする</p> <p>こと。</p> <p>(1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね100万分の1,000以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね<u>100万分の6</u>以下に保つ換気ができるものであること。</p> <p>(2) 給気口及び排気口には、<u>雨水の浸入又はねずみ、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備を設けること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第129条の2の5第3項の表の<u>(一)の項及び(四)の項から(六)の項までの中欄に掲げる事項がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>2 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備(1の居室のみに係るものを除く。)又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、<u>これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室(当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一団地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたものをいう。以下同じ。)</u>において行うことができるものであること。</p> <p>(換気設備)</p> <p>第129条の2の5 建築物(換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。)に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、<u>雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備を設けること。</u></p> <p>2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 給気機の<u>外気取入口</u>並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、<u>雨水の浸入又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備を設けること。</u></p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備の構造は、前項の規定によるほか、居室における次の表の中欄に掲げる事項がそれぞれおおむね同表の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。</p>	<p><u>設備</u>にあつては、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする</p> <p>こと。</p> <p>(1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね100万分の1,000以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね<u>100万分の10</u>以下に保つ換気ができるものであること。</p> <p>(2) 給気口及び排気口から雨水又はねずみ、ほこりその他衛生上有害なものが<u>入らないものであること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第129条の2の5第3項の表の<u>(一)及び(四)から(六)までに掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p>2 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備(1の居室<u>その他の建築物の部分</u>のみに係るものを除く。)及び中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一団地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの(以下「中央管理室」という。)において行うことができるものであること。</p> <p>(換気設備)</p> <p>第129条の2の5 建築物(換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。)に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。</p> <p>2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 給気機の<u>外気取り入れ口</u>並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、<u>雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。</u></p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備は、前項に定める構造とするほか、国土交通大臣が居室における次の表の各項の上欄に掲げる事項がおおむね当該各項の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がない構造として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。</p>

新			旧		
(一)	浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下 <u>であること。</u>	(一)	浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
(二)	一酸化炭素の含有率	<u>100万分の6以下であること。</u>	(二)	一酸化炭素の含有率	<u>100万分の10以下</u>
(三)	炭酸ガスの含有率	100万分の1,000以下 <u>であること。</u>	(三)	炭酸ガスの含有率	100万分の1000以下
(四)	温度	1 <u>18度以上28度以下であること。</u> 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしない <u>ものであること。</u>	(四)	温度	1 17度以上28度以下 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
(五)	相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下 <u>であること。</u>	(五)	相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
(六)	気流	1秒間につき0.5メートル以下 <u>であること。</u>	(六)	気流	1秒間につき0.5メートル以下
この表の各項の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各項の <u>上欄に掲げる事項についての測定方法は、国土交通省令で定める。</u>					

○ 国土交通省告示第207号

建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第34号)の施行に伴い、並びに建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の2第1号イ(3)、第20条の3第2項第1号イ(4)、(6)及び(7)、第111条第1項並びに第129条の2の5第3項、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第5条第2項及び第3項、第5条の2第1項、第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項並びに官公庁施設の建設等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第38号)第2条第1項の規定に基づき、換気設備の構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月20日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

(換気設備の構造方法を定める件の一部改正)

第1条 換気設備の構造方法を定める件(昭和45年建設省告示第1826号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

新	旧
<p>第1 居室に設ける自然換気設備 建築基準法施行令(以下「令」という。)第20条の2第1号イ(3)の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。 1 令第20条の2第1号イ(1)に規定する排気筒の必要有効断面積の計算式によつて算出されたA_vが0.00785未満のときは、0.00785とすること。 2～4 (略)</p> <p>第3 調理室等に設ける換気設備 1 (略)</p>	<p>第1 居室に設ける自然換気設備 建築基準法施行令(以下「令」という。)第20条の2第1号イ(3)の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。 1 令第20条の2第1号イ(1)に規定する排気筒の有効断面積の計算式によつて算出されたA_vが0.00785未満のときは、0.00785とすること。 2～4 (略)</p> <p>第3 調理室等に設ける換気設備 1 (略)</p>

新	旧
<p>2 令第20条の3第2項第1号イ(4)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。 イ 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値</p> $V = 40KQ$ <p style="text-align: center;">この式において、V、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気扇等の必要有効換気量(単位 1時間につき立方メートル) K (略) Q (略)</p> <p>ロ 排気口又は排気筒に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面積の数値</p> $A_v = \frac{40KQ}{3600} \sqrt{\frac{3+5n+0.2l}{h}}$ <p style="text-align: center;">この式において、A_v、K、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_v 排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面積(単位 平方メートル) K (略) Q (略) n (略) l (略) h (略)</p>	<p>2 令第20条の3第2項第1号イ(4)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。 イ 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の有効換気量の数値</p> $V = 40KQ$ <p style="text-align: center;">この式において、V、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気扇等の有効換気量(単位 1時間につき立方メートル) K (略) Q (略)</p> <p>ロ 排気口又は排気筒に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積の数値</p> $A_v = \frac{40KQ}{3600} \sqrt{\frac{3+5n+0.2l}{h}}$ <p style="text-align: center;">この式において、A_v、K、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_v 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積(単位 平方メートル) K (略) Q (略) n (略) l (略) h (略)</p>
<p>3 令第20条の3第2項第1号イ(6)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。 イ 煙突に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値(火を使用する設備又は器具が煙突に直結しており、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合には、適当な数値)</p> $V = 2KQ$ <p style="text-align: center;">この式において、V、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気扇等の必要有効換気量(単位 1時間につき立方メートル) K (略) Q (略)</p> <p>ロ 煙突に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した煙突の必要有効断面積の数値</p> $A_v = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{0.5+0.4n+0.1l}{h}}$ <p style="text-align: center;">この式において、A_v、K、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_v 煙突の必要有効断面積(単位 平方メートル) K (略) Q (略) n (略)</p>	<p>3 令第20条の3第2項第1号イ(6)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。 イ 煙突に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の有効換気量の数値(火を使用する設備又は器具が煙突に直結しており、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合には、適当な数値)</p> $V = 2KQ$ <p style="text-align: center;">この式において、V、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気扇等の有効換気量(単位 1時間につき立方メートル) K (略) Q (略)</p> <p>ロ 煙突に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した煙突の有効断面積の数値</p> $A_v = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{0.5+0.4n+0.1l}{h}}$ <p style="text-align: center;">この式において、A_v、K、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_v 煙突の有効断面積(単位 平方メートル) K (略) Q (略) n (略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"> $\left(\begin{array}{c} l \text{ (略)} \\ h \text{ (略)} \end{array} \right)$ </p> <p>4 令第20条の3第2項第1号イ(7)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。 イ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場 合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換 気量の数値 $V = NKQ$ $\left(\begin{array}{l} \text{この式において、V、N、K及びQは、それ} \\ \text{ぞれ次の数値を表すものとする。} \\ \text{V 換気扇等の必要有効換気量(単位 1} \\ \text{時間につき立方メートル)} \\ \text{N (略)} \\ \text{K (略)} \\ \text{Q (略)} \end{array} \right)$ ロ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設けない 場合 次の式によつて計算した排気筒の必要有効断 面積 $A_v = \frac{NKQ}{3600} \sqrt{\frac{2+4n+0.2l}{h}}$ $\left(\begin{array}{l} \text{この式において、} A_v \text{、N、K、Q、n、l及び} \\ \text{hは、それぞれ次の数値を表すものとする。} \\ \text{A}_v \text{ 排気筒の必要有効断面積(単位 平} \\ \text{方メートル)} \\ \text{N (略)} \\ \text{K (略)} \\ \text{Q (略)} \\ \text{n (略)} \\ \text{l (略)} \\ \text{h (略)} \end{array} \right)$ </p>	<p style="text-align: center;"> $\left(\begin{array}{c} l \text{ (略)} \\ h \text{ (略)} \end{array} \right)$ </p> <p>4 令第20条の3第2項第1号イ(7)の規定により国土交 通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。 イ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場 合 次の式によつて計算した換気扇等の有効換気量 の数値 $V = NKQ$ $\left(\begin{array}{l} \text{この式において、V、N、K及びQは、それ} \\ \text{ぞれ次の数値を表すものとする。} \\ \text{V 換気扇等の有効換気量(単位 1時間} \\ \text{につき立方メートル)} \\ \text{N (略)} \\ \text{K (略)} \\ \text{Q (略)} \end{array} \right)$ ロ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設けない 場合 次の式によつて計算した排気筒の有効断面積 $A_v = \frac{NKQ}{3600} \sqrt{\frac{2+4n+0.2l}{h}}$ $\left(\begin{array}{l} \text{この式において、} A_v \text{、N、K、Q、n、l及び} \\ \text{hは、それぞれ次の数値を表すものとする。} \\ \text{A}_v \text{ 排気筒の有効断面積(単位 平方} \\ \text{メートル)} \\ \text{N (略)} \\ \text{K (略)} \\ \text{Q (略)} \\ \text{n (略)} \\ \text{l (略)} \\ \text{h (略)} \end{array} \right)$ </p>

(中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件の一部改正)

第2条 中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件(昭和45年建設省告示第1832号)の一部を次のよ
 うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍
 線を付した部分のように改める。

新	旧
<p>1 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令 第20条の2第1号ロ(1)及び(2)に規定する必要有効換 気量(同号ロ(1)中「A_f 居室の床面積(特殊建築物の 居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有 する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積 に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じ た面積)」は、「A_f 居室の床面積」と読み替えて計算す るものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有 するものとする。</p>	<p>1 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令 第20条の2第1号ロ(1)及び(2)に規定する有効換気量 (同号ロ(1)中「A_f 居室の床面積(特殊建築物の居室 以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する 場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20 を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面 積)」は、「A_f 居室の床面積」と読み替えて計算するも のとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有する ものとする。</p>

(建築設備(昇降機を除く。))の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び検査結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正)

第5条 建築設備(昇降機を除く。))の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように定める。

新						旧																																																																																																	
第2 定期検査等及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備(平成20年国土交通省告示第282号第1第1号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。)について、次の各号に掲げる別表第1から別表第4までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。 1～4 (略) 2 (略) 別表第1						第2 定期検査等及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備(以下「換気設備等」という。)について、次の各号に掲げる別表第1から別表第4までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。 1～4 (略) 2 (略) 別表第1																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> <th>(は)</th> <th>(に)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>検査項目</th> <th>検査事項</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)</td> <td>(一) 機械換気設備</td> <td>機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観</td> <td>給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況</td> <td>目視により確認する。</td> <td>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(二)</td> <td></td> <td>給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況</td> <td>目視又は触診により確認する。</td> <td>取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(三)～(八)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(九)～(十)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(十一)～(十二)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>							(い)	(ろ)	(は)	(に)		検査項目	検査事項	検査方法	判定基準	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(一) 機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。		(二)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		(三)～(八)	(略)					(九)～(十)	(略)					(十一)～(十二)	(略)					(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> <th>(は)</th> <th>(に)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>検査項目</th> <th>検査事項</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)</td> <td>(一) 機械換気設備</td> <td>機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観</td> <td>給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況</td> <td>目視により確認する。</td> <td>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(二)</td> <td></td> <td>給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況</td> <td>目視又は触診により確認する。</td> <td>取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(三)～(八)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(九)～(十)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(十一)～(十二)</td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>							(い)	(ろ)	(は)	(に)		検査項目	検査事項	検査方法	判定基準	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(一) 機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。		(二)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		(三)～(八)	(略)					(九)～(十)	(略)					(十一)～(十二)	(略)					(略)				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)																																																																																																			
	検査項目	検査事項	検査方法	判定基準																																																																																																			
法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(一) 機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。																																																																																																		
	(二)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。																																																																																																		
	(三)～(八)	(略)																																																																																																					
	(九)～(十)	(略)																																																																																																					
	(十一)～(十二)	(略)																																																																																																					
	(略)																																																																																																						
	(い)	(ろ)	(は)	(に)																																																																																																			
	検査項目	検査事項	検査方法	判定基準																																																																																																			
法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	(一) 機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。																																																																																																		
	(二)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。																																																																																																		
	(三)～(八)	(略)																																																																																																					
	(九)～(十)	(略)																																																																																																					
	(十一)～(十二)	(略)																																																																																																					
	(略)																																																																																																						

新								旧									
別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)								別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)									
測定年月日		測定機器メーカー名			型式番号等			測定年月日		測定機器メーカー名			型式番号等				
階	室名	必要有効換気量 (m ³ /h)	換気方式	換気設備機種名 ^{※注1)}	換気状況の評価 ^{※注2)}	判定		階	室名	必要換気量 (m ³ /h)	換気方式	換気設備機種名 ^{※注1)}	換気状況の評価 ^{※注2)}	判定			
(略)								(略)									
注1) (略)								注1) (略)									
注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取入口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。								注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。									
別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(A4)								別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(A4)									
測定年月日			測定機器メーカー名			型式番号等		測定年月日			測定機器メーカー名			型式番号等			
室番(場所)	使用器具	発熱量 (kW)	換気型式 (n)	必要有効換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速 ^{※注} (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判定	室番(場所)	使用器具	発熱量 (kW)	換気型式 (n)	必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速 ^{※注} (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判定
(略)								(略)									
注) (略)								注) (略)									

<参考>

- 本改正に係る技術的助言、意見募集の結果は、それぞれ下記のサイトに掲載されています。
- 令和5年3月24日付け技術的助言「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について(国住指発第536号、国住街第244号)」
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001596417.pdf>
- 建築基準法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集の結果について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155220721&Mode=1>
- 建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の規定の整備に関する意見募集の結果について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155230705&Mode=1>